

# 北海道内における 一般廃棄物処理の有料化の状況について

(平成22年度一般廃棄物処理有料化状況調査結果の概要)

平成22年9月

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

# I 一般廃棄物処理有料化状況調査について

## 1 調査の目的

一般廃棄物処理の有料化（以下「有料化」という。）は、市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段の一つとして位置付けられ、主な目的は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などである。

北海道においても、「北海道廃棄物処理計画（平成17年3月策定）」に基づき、一般廃棄物の発生・排出の抑制に向けた施策として、道における有料化の基本的な考え方や留意事項について明らかにするなどして、市町村の有料化の取組に対し支援・協力をを行うこととしている。

また平成17年5月には、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進をするべきである。」との記載が追加されたことにより、国全体の施策の方針として一般廃棄物の有料化を推進すべきことが明確化されたところである。

こうした状況を踏まえ、道では今般、有料化に関する市町村の施策を進めるための有効な情報を提供することを目的として「平成22年度一般廃棄物処理有料化状況調査」を実施し、北海道における一般廃棄物の有料化の状況について取りまとめた。

## 2 調査方法

道内全市町村へ調査票を配布し、回収・集計を行った。

## 3 調査時点

平成22年4月1日

## 4 調査項目

- (1) 一般廃棄物（生活系収集ごみ）処理の有料化開始時期
- (2) 有料化実施の有無（収集区分ごと）
- (3) 料金設定の状況（同上）
- (4) 徴収方法（同上）
- (5) 徴収料金（同上）

## 5 用語の定義

### (1) 有料化

市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指す。

手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）を使用する場合、また、住民又は事業者が一般廃棄物処理業者（許可業者）に処理を委託し、処理費に支払う場合は「有料化」に該当しない。

### (2) 収集区分

本調査において、一般廃棄物の収集区分は次のとおりとする。

可燃ごみ：焼却施設にて中間処理することを主に目的として収集されるもの。

不燃ごみ : 焼却施設以外の中間処理施設にて処理するもの、又は最終処分することを目的として収集されるもの。

資源ごみ : 資源化されることを目的として収集されるもの。

その他収集ごみ : 有害ごみや危険ごみ等で収集されるもの。

粗大ごみ : 比較的大きなものとして上記とは別に収集されるもの。

### (3) 料金設定

本調査において、ごみ処理手数料の料金設定は次のとおりとする。

単純従量型 : 排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。

多段階従量型 : 排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ当たりの料金水準が引き上げられる方式。

超過量従量型 : 排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。

負担補助型 : 排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式。

少量定額・多量従量型 : 一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。

定額型 : 手数料が排出量にかかわらず定額である方式。

その他 : 上記以外の方式。

## II 調査結果

調査の結果、前回調査（平成21年7月1日）以降新たに有料化を行ったのは1市、また料金等に変更があったのは5市町村だった。集計は、これらの市町村データを変更したほか、市町村合併による母数の変更（180から179市町村）、並びに、昨年度データから記載や区分を見直した市町村データの変更を行い集計した。

### 1 生活系ごみ

#### (1) 一般廃棄物(生活系収集ごみ) 処理の有料化実施状況の推移

平成22年4月1日現在までに粗大ごみ以外の生活系収集ごみについて一部または全部の有料化を実施した市町村数は、全179市町村中163市町村（91.1%）となっており、前回調査と比較すると1市町村の増加となっている。

増加傾向は、平成14～15年度にピークを迎えて以後は緩やかな増加となり、近年では微増となっている。

なお、有料化未実施の16市町村の今後の有料化の予定は未定となっている。

※ 平成16年度以降に合併した市町村については、それ以前の年度についても新市町村に含めて集計した。したがって、集計したすべての年度について全市町村数は179市町村となっている。

年 度	有料化を開始した市町村数	累積数
平成9年度以前	40	40
平成10年度	3	43
平成11年度	3	46
平成12年度	9	55
平成13年度	0	55
平成14年度	23	78
平成15年度	29	107
平成16年度	17	124
平成17年度	15	139
平成18年度	11	150
平成19年度	6	156
平成20年度	4	160
平成21年度	2	162
平成22年度	1	163
未実施	16	
合 計	179	

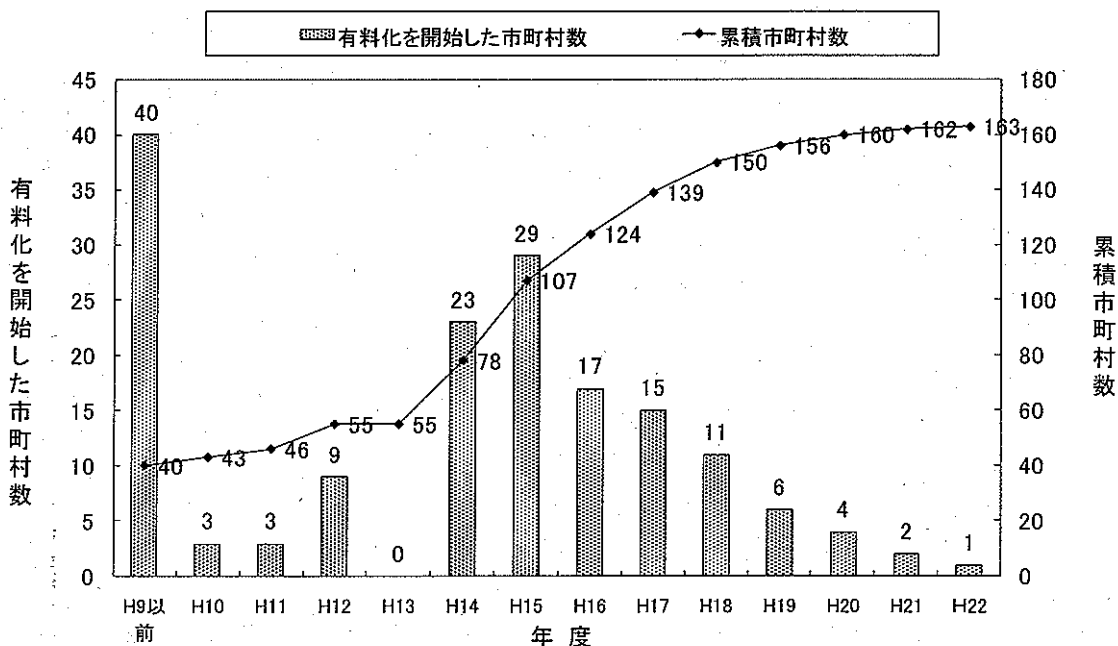


図1：有料化実施市町村数の推移

(2) 収集区分別の有料化実施状況

ア 収集ごみ

可燃ごみ(生ごみを含む・含まない)は、143市町村(一部有料を含む。以下同じ。)が、不燃ごみは160市町村、生ごみは61市町村、粗大ごみは153市町村が有料化を実施している。

また資源ごみについては、47市町村が有料化を実施している一方、127市町村が無料回収を行っている。

イ 直接搬入ごみ

可燃ごみについては117市町村、不燃ごみは144市町村、生ごみは48市町村が有料化を実施している。

また、資源ごみについては収集ごみと同様に有料化実施率が低く、45市町村が有料化を実施し、98市町村が無料で回収を行っている。

収集区分		区分				有料化実施率
		収集市町村数	有料	一部有料	無料	
可燃ごみ(生ごみを含む)	収集ごみ	101	96	1	4	96.0%
	直接搬入ごみ	88	83	0	5	94.3%
可燃ごみ(生ごみ含まない)	収集ごみ	59	46	0	13	78.0%
	直接搬入ごみ	47	34	0	13	72.3%
不燃ごみ	収集ごみ	179	159	1	19	89.4%
	直接搬入ごみ	164	144	0	20	87.8%
生ごみ	収集ごみ	78	61	0	17	78.2%
	直接搬入ごみ	62	48	0	14	77.4%
資源ごみ	収集ごみ	174	36	11	127	27.0%
	直接搬入ごみ	143	37	8	98	31.5%
その他ごみ	収集ごみ	99	17	1	81	18.2%
	直接搬入ごみ	80	27	0	53	33.8%
粗大ごみ	収集ごみ	166	152	1	13	92.2%
	直接搬入ごみ	157	141	0	16	89.8%

注) ・「一部有料」とは、収集区分中の一部の品目若しくは、一部の地域に限定して有料化を実施している場合である。  
 ・「有料化実施率」とは、当該区分で収集している市町村のうち、「有料」若しくは「一部有料」を行っている市町村の割合である。

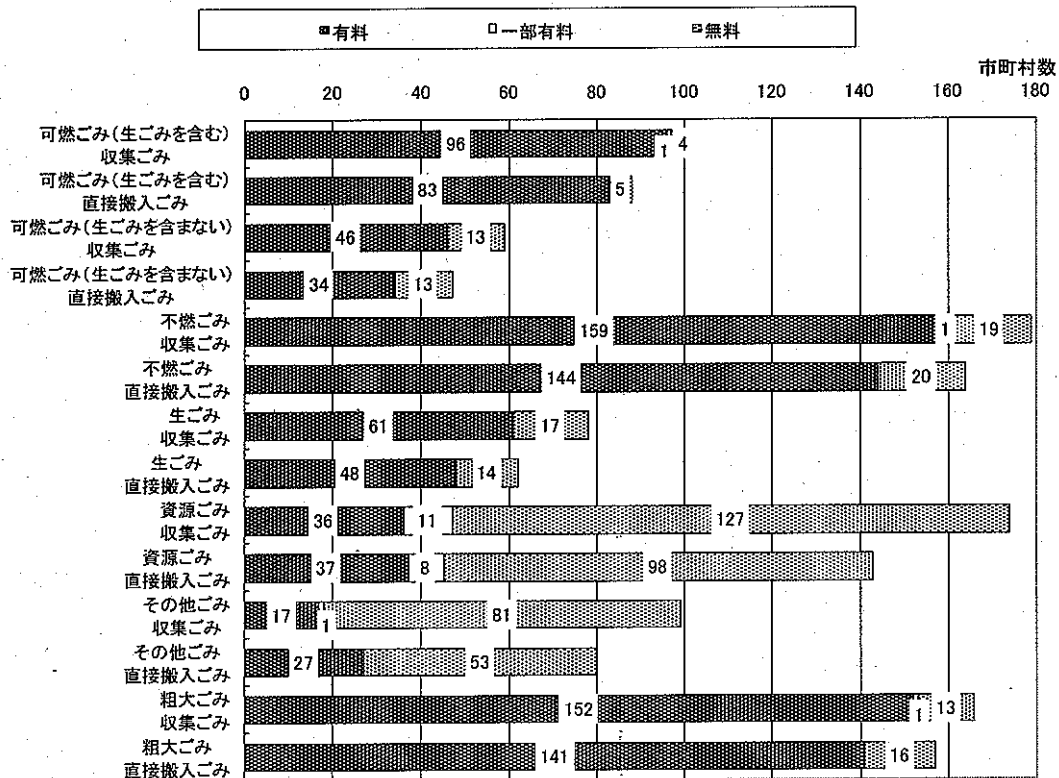


図2：収集区分別の有料化実施状況

(3) 収集区分別の徴収方法の状況

ア 収集ごみ

粗大ごみ以外の区分については「指定ごみ袋にごみ処理料金を上乗せ」する方法を採用している市町村が最も多く、粗大ごみについては「シール・ステッカー制」を採用している市町村が最も多くなっている。

イ 直接搬入ごみ

各区分とも、「現金、収入証紙による納付」を採用している市町村が最も多くなっている。

(単位：市町村数)

収集区分		徴収方法	指定ごみ袋にごみ処理料金を上乗せ	シール・ステッカー制	期間を定め直接徴収	現金、収入証紙による納付	その他
可燃ごみ (生ごみを含む)	収集ごみ		70	7	3	8	9
	直接搬入ごみ		3	1	2	75	2
可燃ごみ (生ごみを含まない)	収集ごみ		41	0	0	5	0
	直接搬入ごみ		7	0	0	27	0
不燃ごみ	収集ごみ		126	8	3	14	9
	直接搬入ごみ		19	2	2	118	3
生ごみ	収集ごみ		55	0	0	6	0
	直接搬入ごみ		18	0	0	30	0
資源ごみ	収集ごみ		31	3	3	3	7
	直接搬入ごみ		13	0	2	30	0
その他ごみ	収集ごみ		16	0	0	2	0
	直接搬入ごみ		8	0	0	19	0
粗大ごみ	収集ごみ		10	116	1	25	1
	直接搬入ごみ		4	17	1	117	2

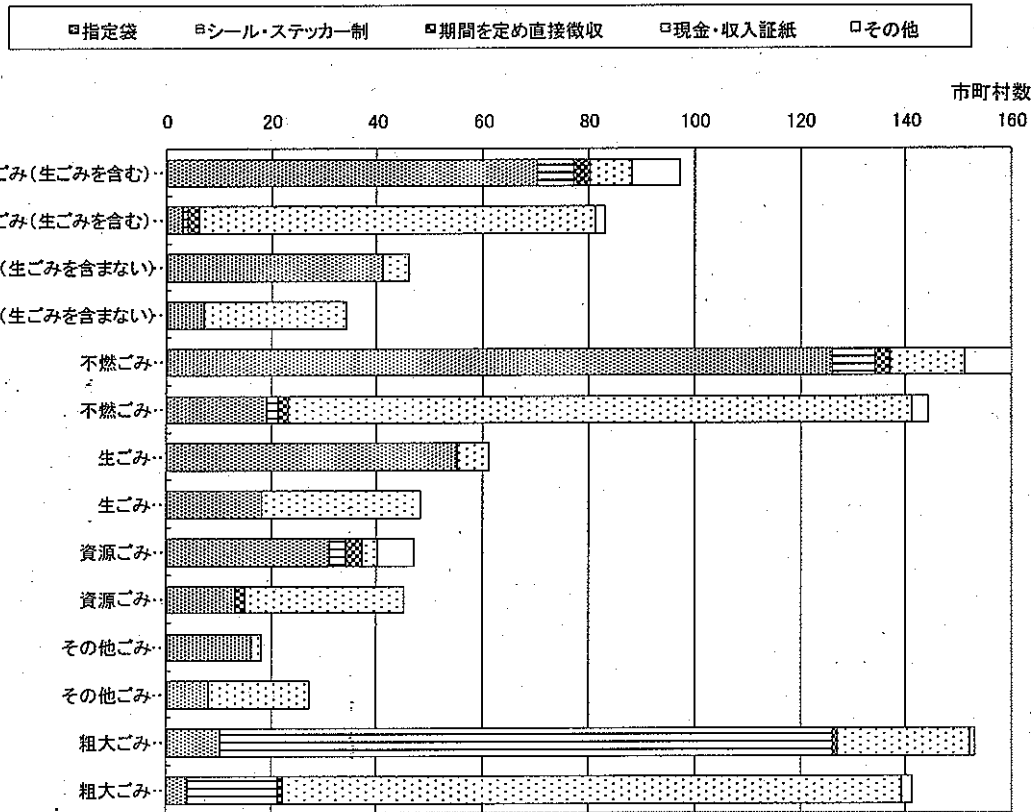


図3：収集区分別の徴収方法の状況

(4) 収集区分別の料金設定の状況

ア 収集ごみ

各収集区分とも単純従量型を採用している市町村が最も多くなっている。

なお、粗大ごみについては品目別に料金を設定している市町村が多く、本調査では「その他」に分類しているため、「その他」が117市町村と実施市町村全体の76.5%を占めることとなった。

イ 直接搬入ごみ

収集ごみと同様、各収集区分とも単純従量型を採用している市町村が最も多い。

(単位：市町村数)

料金設定		単純従量型	多段階従量型	超過量従量型	負担補助型	少量定額・多量従量型	定額型	その他
可燃ごみ (生ごみを含む)	収集ごみ	57	1	1	1	0	4	33
	直接搬入ごみ	61	0	0	0	18	2	2
可燃ごみ (生ごみを含まない)	収集ごみ	33	2	0	0	0	1	10
	直接搬入ごみ	27	0	0	0	3	0	4
不燃ごみ	収集ごみ	104	3	0	1	0	5	47
	直接搬入ごみ	108	0	0	0	24	2	10
生ごみ	収集ごみ	39	1	0	0	0	1	20
	直接搬入ごみ	38	1	0	0	1	0	8
資源ごみ	収集ごみ	33	0	0	0	0	5	9
	直接搬入ごみ	36	0	0	0	3	2	4
その他ごみ	収集ごみ	9	0	0	0	0	2	7
	直接搬入ごみ	15	0	0	0	5	0	7
粗大ごみ	収集ごみ	29	0	0	1	1	5	117
	直接搬入ごみ	92	0	0	0	22	0	27

注) 同一の収集区分において、複数の料金設定を採用している市町村、及び排出量が一定量を超えると単位ごみ量当たりの料金水準を引き下げる設定を採用している市町村については、いずれも「その他」に分類している。

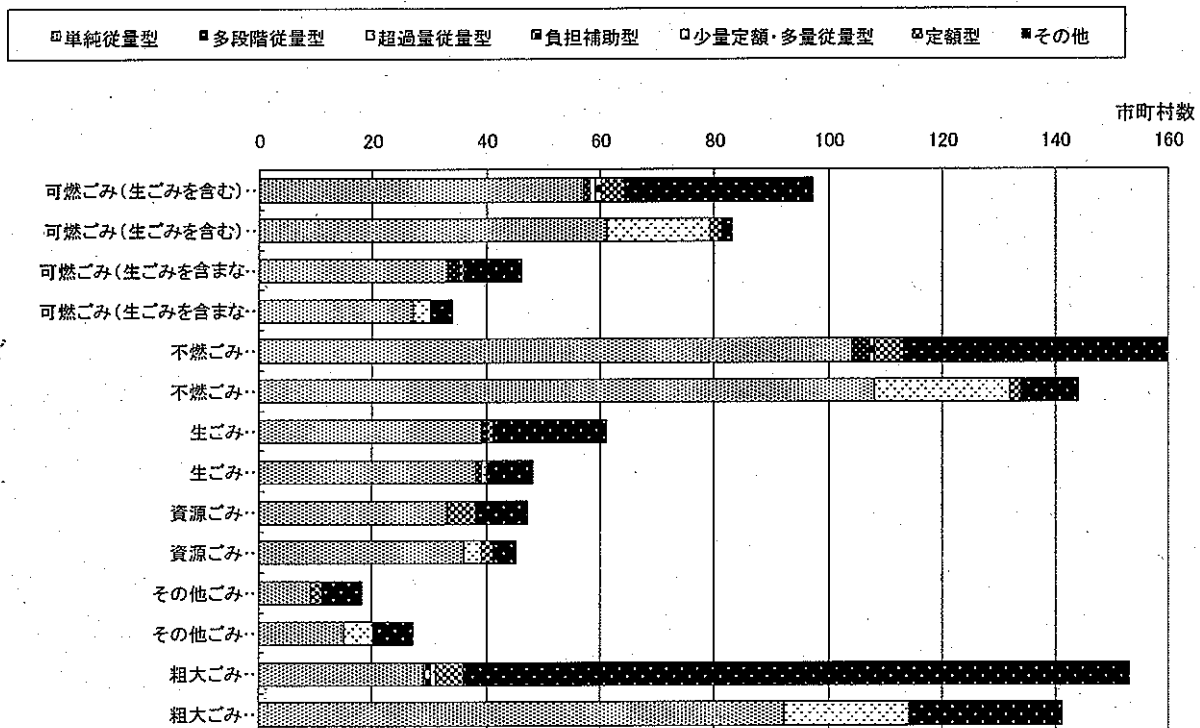


図4：収集区分別の料金設定の状況

(5) 単純従量型（容量単位）を採用している市町村の料金設定の状況

単純従量型（容量単位）を採用している市町村について、1リットル当たりの手数料水準の状況を取りまとめた。

ア 手数料水準の分布

収集区分別の手数料水準の分布は以下のとおりである。

(単位：市町村数)

手数料水準 \ 収集区分	可燃ごみ (生ごみを含む)	可燃ごみ (生ごみを含まない)	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	その他ごみ
0.5 円未満	0	0	0	0	9	0
0.5 円以上 1.0 円未満	2	0	3	0	7	3
1.0 円以上 1.5 円未満	0	1	2	0	3	0
1.5 円以上 2.0 円未満	3	0	5	0	1	0
2.0 円以上 2.5 円未満	29	29	67	9	4	0
2.5 円以上 3.0 円未満	6	1	7	0	0	6
3.0 円以上 3.5 円未満	8	1	10	4	1	0
3.5 円以上 4.0 円未満	1	0	2	0	0	0
4.0 円以上 4.5 円未満	0	0	0	1	0	0
4.5 円以上 5.0 円未満	0	0	0	0	0	0
5.0 円以上 5.5 円未満	0	0	0	5	0	0
5.5 円以上 6.0 円未満	0	0	0	5	0	0
6.0 円以上 6.5 円未満	0	0	0	0	0	0
6.5 円以上 7.0 円未満	1	0	0	4	0	0
7.0 円以上 7.5 円未満	0	0	0	1	0	0
7.5 円以上 8.0 円未満	0	0	0	0	0	0
8.0 円以上 8.5 円未満	0	0	0	8	0	0
8.5 円以上	0	0	0	1	0	0
合計	50	32	96	38	25	9

○ 可燃ごみ（生ごみを含む）

最も多い手数料水準は2.0円/リットル以上2.5円/リットル未満で29市町村が該当し、単純従量型（容量単位）を採用している50市町村のうち58.0%を占めている。

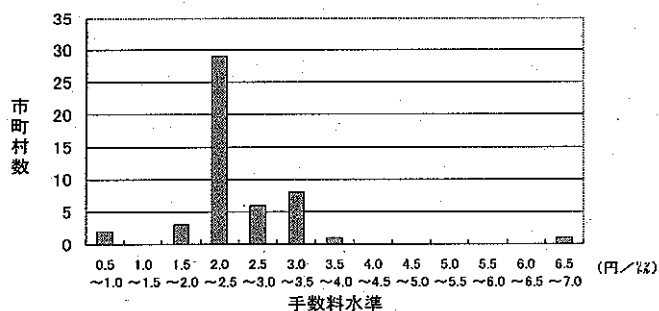


図5-1：可燃ごみ（生ごみを含む）の手数料水準の分布

○ 可燃ごみ（生ごみを含まない）

最も多い手数料水準は、生ごみを含む場合と同様に2.0円/リットル以上2.5円/リットル未満である。この水準に29市町村が集中し、単純従量型（容量単位）を採用している33市町村の90.6%を占めている。

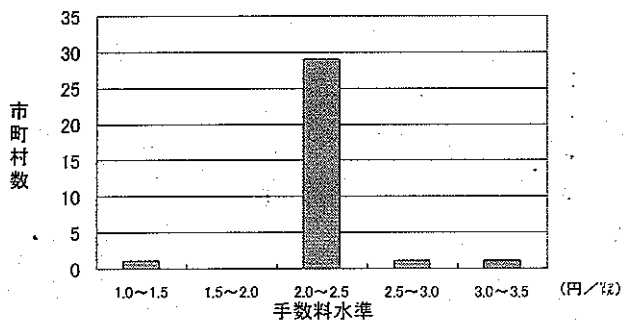


図5-2：可燃ごみ（生ごみを含まない）の手数料水準の分布



○ 不燃ごみ

最も多い手数料水準は2.0円/リットル以上2.5円/リットル未満で67市町村が該当し、単純従量型（容量単位）を採用している市町村全体の69.8%を占めている。

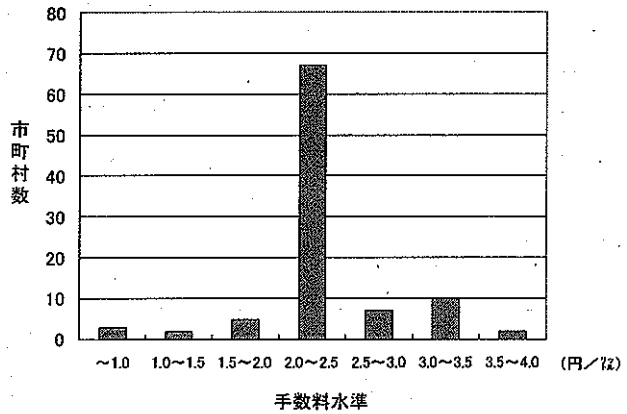


図5-3：不燃ごみの手数料水準の分布

○ 生ごみ

手数料水準のばらつきが顕著であり、1.5円/リットル以上2.0円/リットル未満から、8.5円/リットル以上の区分まで、広く分散して分布している。

最も多い手数料水準は2.0円/リットル以上2.5円/リットル未満で9市町村が該当し、次に多い水準は8.0円/リットル以上8.5円/リットル未満で8市町村が該当している。

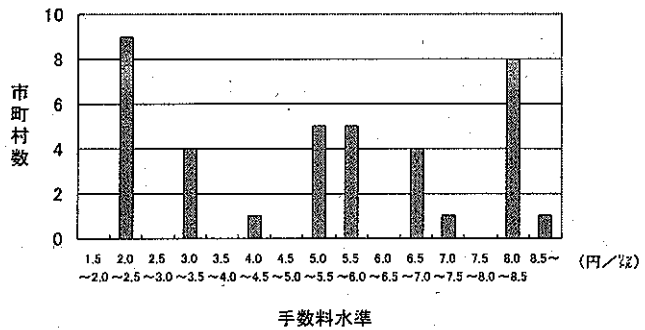


図5-4：生ごみの手数料水準の分布

○ 資源ごみ

最も多い手数料水準は、最も低い金額の区分の0.5円/リットル未満となっており、9市町村が該当し、単純従量型（容量単位）を採用している市町村全体の36.0%を占めている。

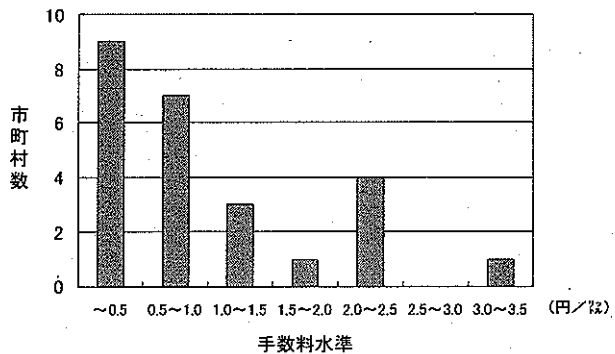


図5-5：資源ごみの手数料水準の分布

○ その他収集ごみ

手数料水準の設定にはばらつきがあるが、最も多い手数料水準は2.5円/リットル以上3.0円/リットル未満で、6市町村が該当している。

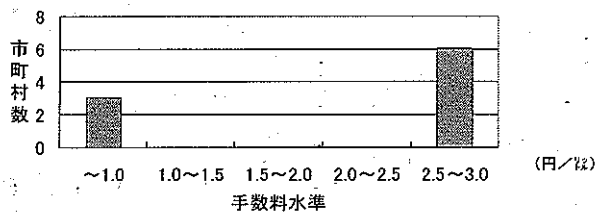


図5-6：その他収集ごみの手数料水準の分布

イ 全道及び振興局別の手数料平均金額

全道及び振興局別の、単純従量型（容量単位）を採用している市町村数及び手数料の平均金額は、以下のとおりである。

振興局	可燃ごみ (生ごみを含む)		可燃ごみ (生ごみを含まない)		不燃ごみ		生ごみ		資源ごみ		その他ごみ	
	市町村数	平均金額 (円/ℓ)	市町村数	平均金額 (円/ℓ)	市町村数	平均金額 (円/ℓ)	市町村数	平均金額 (円/ℓ)	市町村数	平均金額 (円/ℓ)	市町村数	平均金額 (円/ℓ)
石狩	6	2.0	0	—	7	2.0	1	2.0	0	—	3	2.0
渡島	3	1.9	0	—	4	1.7	0	—	4	0.9	0	—
檜山	4	2.4	0	—	4	2.4	0	—	2	2.1	0	—
後志	9	2.6	3	2.0	12	2.5	1	4.0	5	1.5	0	—
空知	2	2.0	16	2.0	19	1.9	16	6.9	2	0.4	0	—
上川	4	3.2	4	3.3	10	1.9	6	3.3	2	0.4	1	2.0
留萌	0	—	2	2.6	5	2.5	6	6.7	3	0.4	3	0.4
宗谷	0	—	0	—	2	2.0	2	3.5	2	0.5	0	—
オホーツク (旧網走支庁)	7	2.0	4	2.1	13	2.0	4	2.6	2	0.5	1	2.2
胆振	2	2.0	3	2.0	5	2.0	1	2.0	1	2.0	0	—
日高	3	1.7	0	—	4	1.7	0	—	0	—	1	2.0
十勝	4	2.9	0	—	5	2.9	1	3.0	0	—	0	1.8
釧路	4	2.5	1	2.0	4	2.4	0	—	1	0.3	0	—
根室	2	1.9	0	—	2	1.9	0	—	1	1.6	0	—
全道	50	2.3	33	2.2	96	2.1	38	5.2	25	1.0	9	1.5
(参考) H21年度全道	49	2.3	33	2.1	98	2.1	39	5.1	25	1.0	9	1.4

- 可燃ごみ（生ごみを含む）  
全道の平均金額は2.3円/リットルである。  
振興局別で見ると最高金額は上川振興局の3.2円/リットル、最低金額は日高振興局の1.7円/リットルとなっており、振興局間で顕著な差は見られない。

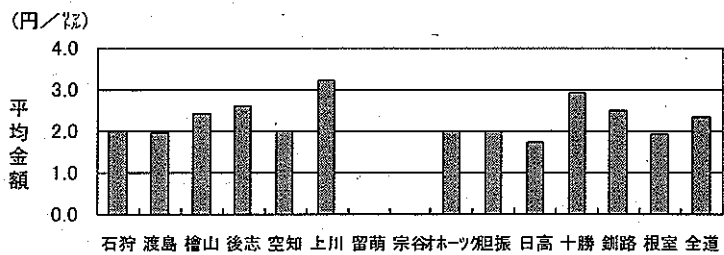


図6-1: 可燃ごみ（生ごみを含む）の手数料平均金額

- 可燃ごみ（生ごみを含まない）  
全道の平均金額は2.2円/リットルである。  
振興局別で見ると最高金額は上川振興局の3.3円/リットル、最低金額は空知振興局ら4振興局の2.0円/リットルであり、生ごみを含む場合と同様に、振興局間で顕著差は見られない。

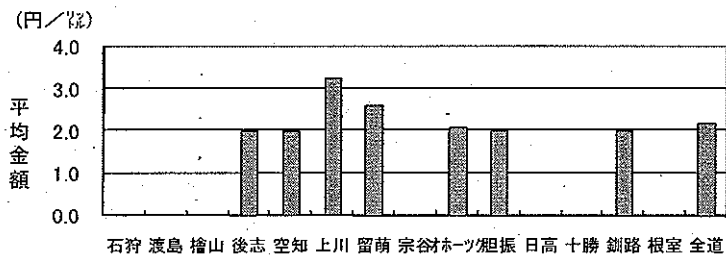


図6-2: 可燃ごみ（生ごみを含まない）の手数料平均金額

○ 不燃ごみ

全道の平均金額は2.1円/リットル、振興局別で見ると最高金額は十勝振興局の2.9円/リットル、最低金額は渡島及び日高振興局の1.7円/リットルである。

全収集区分の中で該当市町村数が最も多いこともあり、振興局間でのばらつきが小さい。

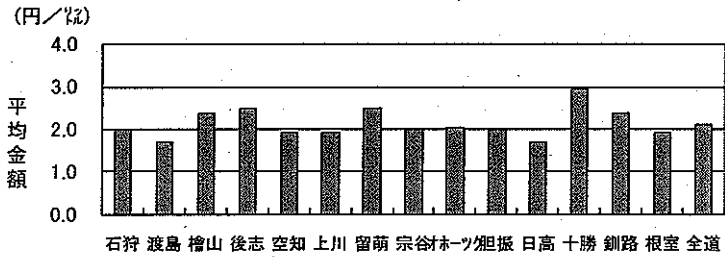


図6-3：不燃ごみの手数料平均金額

○ 生ごみ

振興局間のばらつきが大きく、最高金額は空知振興局の6.9円/リットル、最低金額は石狩及び胆振振興局の2.0円/リットルである。

また全道の平均金額は、5.2円/リットルとなっている。

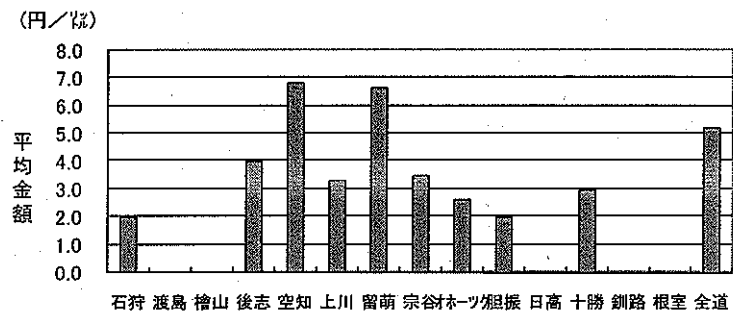


図6-4：生ごみの手数料平均金額

○ 資源ごみ

全道の平均金額は1.0円/リットル、最高金額は檜山振興局の2.1円/リットル、最低金額は釧路振興局の0.3円/リットルである。

他の収集区分と比較すると手数料が低く設定されている傾向にあり、単純従量型（容量単位）を採用している市町村がある11振興局のうち、6振興局の手数料平均金額が0.5円/リットル以下となっている。

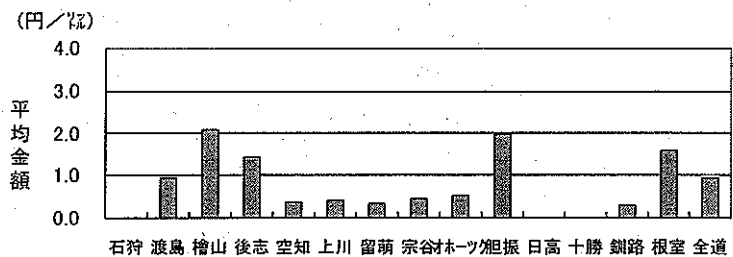


図6-5：資源ごみの手数料平均金額

○ その他収集ごみ

全道の平均金額は1.5円/リットルであるが、留萌振興局で0.4円/リットルと特に低い金額となっている。

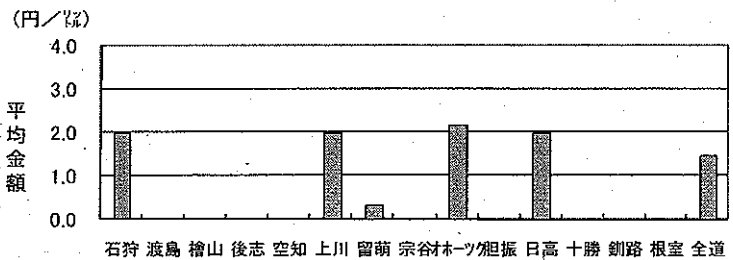


図6-6：その他収集ごみの手数料平均金額

○ 収集区分別の手数料平均金額

収集区分別に手数料の全道平均金額を比較すると、生ごみが最も高く5.2円/リットルであり、資源ごみが最も安く1.0円/リットルと金額となっている。可燃ごみ(生ごみを含む)、可燃ごみ(生ごみを含まない)及び不燃ごみについては、2.1円/リットル～2.3円/リットルとほぼ同水準となっている。

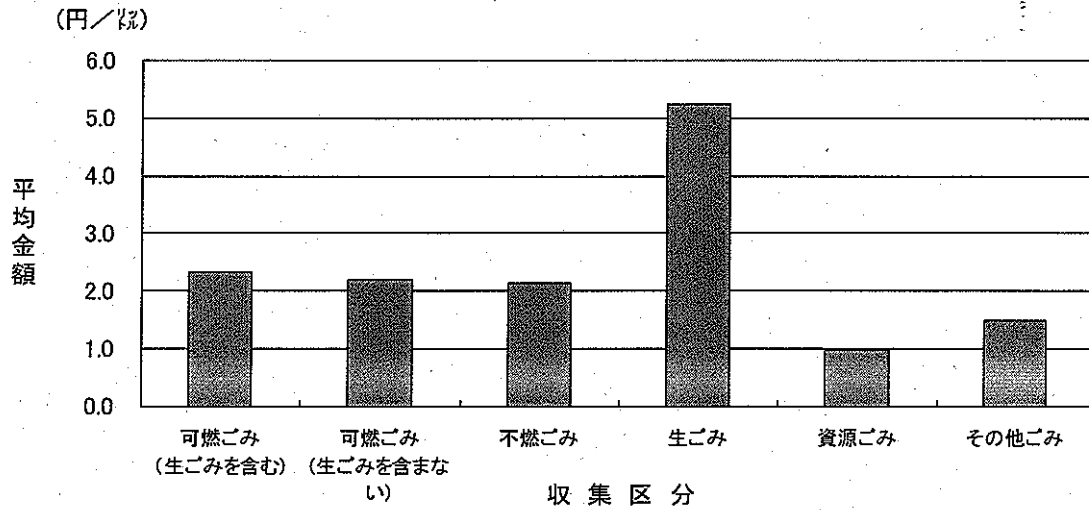


図7：収集区分別の手数料平均金額

## 2 事業系ごみ

### (1) 収集区分別の有料化実施状況

#### ア 収集ごみ

可燃ごみは78市町村、不燃ごみは88市町村、生ごみは37市町村、粗大ごみは69市町村が有料化を実施している。

また資源ごみについては、有料化実施率が低く、92市町村のうち31市町村が有料化を実施し、61市町村が無料回収を行っている。

#### イ 直接搬入ごみ

可燃ごみは128市町村、不燃ごみは151市町村、生ごみは52市町村、粗大ごみは131市町村が有料化を実施している。

また収集ごみと同様、資源ごみについては有料化実施率が低く、64市町村が有料化を実施し、77市町村が無料回収を行っている。

収集区分		区分				有料化実施率
		収集市町村	有料	一部有料	無料	
可燃ごみ (生ごみを含む)	収集ごみ	54	53	0	1	98.1%
	直接搬入ごみ	92	89	0	3	96.7%
可燃ごみ (生ごみを含まない)	収集ごみ	29	25	0	4	86.2%
	直接搬入ごみ	46	39	0	7	84.8%
不燃ごみ	収集ごみ	95	88	0	7	92.6%
	直接搬入ごみ	163	151	0	12	92.6%
生ごみ	収集ごみ	43	37	0	6	86.0%
	直接搬入ごみ	63	52	0	11	82.5%
資源ごみ	収集ごみ	92	26	5	61	33.7%
	直接搬入ごみ	141	54	10	77	45.4%
その他ごみ	収集ごみ	45	17	1	27	40.0%
	直接搬入ごみ	76	41	0	35	53.9%
粗大ごみ	収集ごみ	76	69	0	7	90.8%
	直接搬入ごみ	142	131	0	11	92.3%

注) ・「一部有料」とは、収集区分中の一部の品目若しくは、一部の地域に限定して有料化を実施している場合である。  
 ・「有料化実施率」とは、当該区分で収集している市町村のうち、「有料」若しくは「一部有料」を行っている市町村の割合である。

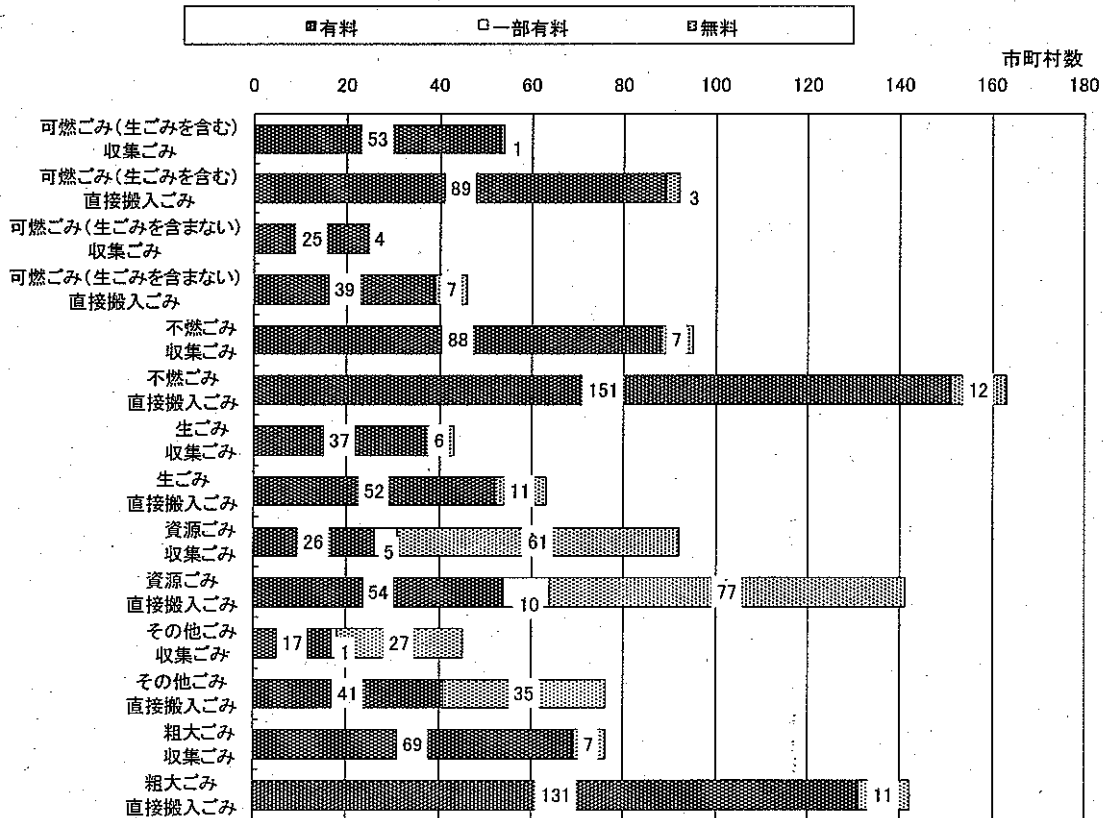


図8：収集区分別の有料化実施状況

「生活系ごみ」に比べて「事業系ごみ」を収集している市町村数が少ないのは、事業系ごみの収集に市町村が関与せず、一般廃棄物処理業者（許可業者）単独での収集体制としている市町村が多く存在するためである。

なお、このような許可業者単独による収集料金の徴収については、本調査の「有料化」に含んでいない。

(2) 収集区分別の徴収方法の状況

ア 収集ごみ

粗大ごみ以外の区分については「指定ごみ袋にごみ処理料金を上乗せ」する方法を採用している市町村の占める割合が高くなっており、粗大ごみについては「シールまたはステッカー制」を採用している市町村の占める割合が高くなっている。

イ 直接搬入ごみ

各区分とも、「現金または収入証紙」を採用している市町村の占める割合が高い。

(単位：市町村数)

収集区分		徴収方法	指定ごみ袋にごみ処理料金を上乗せ	シール・ステッカー制	期間を定め直接徴収	現金、収入証紙による納付	その他
可燃ごみ (生ごみを含む)	収集ごみ		28	4	6	11	4
	直接搬入ごみ		1	2	3	79	4
可燃ごみ (生ごみを含まない)	収集ごみ		17	1	2	5	0
	直接搬入ごみ		4	0	4	29	2
不燃ごみ	収集ごみ		53	4	8	19	4
	直接搬入ごみ		10	2	8	126	5
生ごみ	収集ごみ		27	0	3	7	0
	直接搬入ごみ		12	0	6	33	1
資源ごみ	収集ごみ		15	1	5	7	3
	直接搬入ごみ		9	0	6	47	2
その他ごみ	収集ごみ		10	1	2	5	0
	直接搬入ごみ		7	0	4	29	1
粗大ごみ	収集ごみ		3	38	4	22	2
	直接搬入ごみ		1	10	5	111	4

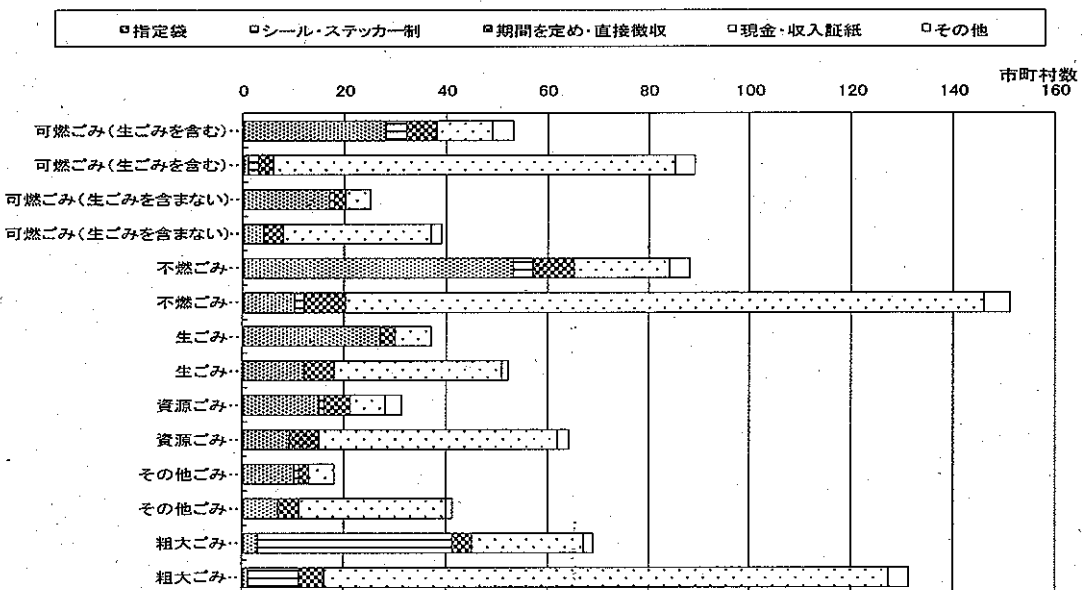


図9：収集区分別の徴収方法の状況

(3) 収集区分別の料金設定の状況

ア 収集ごみ

各収集区分とも単純従量型を採用している市町村が最も多くなっている。

なお、粗大ごみの料金設定については、重量、サイズまたは品目に応じて料金を設定している市町村が多いが、このような場合については「その他」に分類した。

イ 直接搬入ごみ

収集ごみと同様、各収集区分とも単純従量型を採用している市町村が最も多い。

(単位：市町村数)

料金設定		単純従量型	多段階従量型	超過量従量型	負担補助型	少量定額・多量従量型	定額型	その他
可燃ごみ (生ごみを含む)	収集ごみ	36	1	0	0	0	3	13
	直接搬入ごみ	66	0	0	0	19	2	2
可燃ごみ (生ごみを含まない)	収集ごみ	18	1	0	0	0	1	5
	直接搬入ごみ	32	0	0	0	5	0	2
不燃ごみ	収集ごみ	64	2	0	0	0	4	18
	直接搬入ごみ	117	0	0	0	25	2	7
生ごみ	収集ごみ	27	1	0	0	0	1	8
	直接搬入ごみ	45	1	0	0	3	0	3
資源ごみ	収集ごみ	22	0	0	0	0	4	5
	直接搬入ごみ	55	0	0	0	5	2	2
その他ごみ	収集ごみ	13	0	0	0	0	1	4
	直接搬入ごみ	30	0	0	0	5	0	6
粗大ごみ	収集ごみ	23	0	0	0	1	2	43
	直接搬入ごみ	95	0	0	0	17	0	19

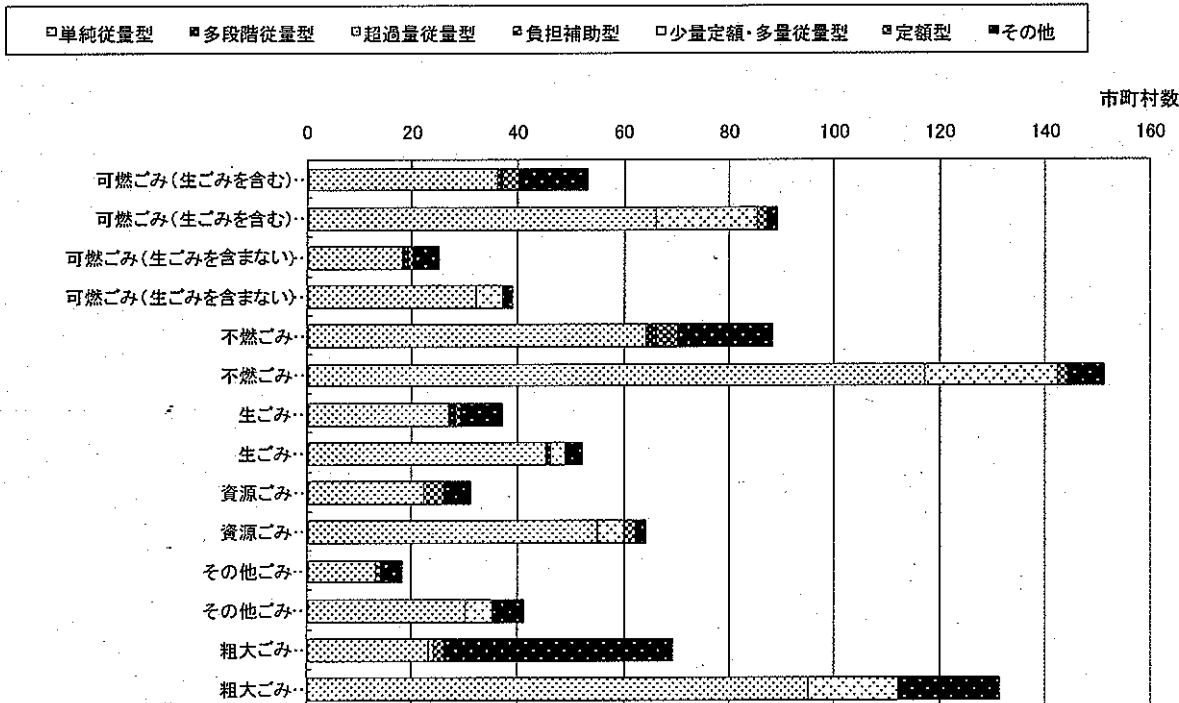


図10: 収集区分別の料金設定の状況